

第24期東京都自然環境保全審議会
第4回温泉部会
速 記 録

令和2年12月21日（月）午後2時30分～4時15分
都庁第二本庁舎31階 特別会議室26

(午後2時30分開会)

○関計画課長 それでは、定刻になりますので、始めさせていただきます。

年末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、環境局自然環境部計画課長の関でございます。

本日は、3件の案件について御審議をいただきます。長時間の審議となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、部会定足数について御報告いたします。

本日は、委員7名中、6名の委員の方に御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第5条第1項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、益子部会長、審議の開会をお願いいたします。

○益子部会長 それでは、「第24期東京都自然環境保全審議会第4回温泉部会」を開催いたします。傍聴者はいらっしゃいません。

早速議事に入らせていただきますが、本日の議事につきまして御説明をいたします。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり、諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」、諮問第465号「羽村市羽の温泉掘削について」、諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置について」の3件でございます。

今回は、1件ごとに審議を行います。審議の方法については、まず事業の概要について事務局から簡単に御説明をさせていただきます。

続いて、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいた上で、事業者の方との質疑応答を行っていただきます。

そして、事業者の方に退室していただいた後、許可基準の適合状況について事務局から説明させていただきます。

事務局との質疑応答を行った上で、最後に本審議会への報告内容について部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。

なお、最後に全体を通じて事務局との質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、ただいまから審議を行います。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○清野水環境課長 自然環境部水環境課長の清野でございます。よろしく願いいたします。

本日の審議に当たり、委員の皆様には資料を事前にお渡しさせていただきましたが、改め

て全ての資料を机上配付いたしましたので、配付資料の確認をさせていただきます。

資料1、資料2が温泉掘削案件の説明資料で、資料3が温泉動力の装置案件の資料でございます。ただいま、配付資料を読み上げますので右上の資料番号の御確認をお願いいたします。

諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」の資料として、資料1-1、資料1-2、資料1-3。

諮問第465号「羽村市羽の温泉掘削について」の資料として、資料2-1、資料2-2、資料2-3。

諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置について」の資料として、資料3-1、資料3-2、資料3-3でございます。

資料1から資料3につきましては、それぞれ枝番1が概要版、枝番2が事業者説明資料、枝番3が許可基準の適合状況となっております。

また、委員限りとして案件ごとに補足資料、事業者説明資料を机上に配付しております。

枝番1と枝番3は事務局が作成、枝番2と補足資料は事業者が作成しております。

このほか、机上には第4回温泉部会会議次第と、第4回温泉部会座席表、さらに参考資料1から参考資料4を配付しております。

お手元でございますでしょうか。ない場合は挙手をお願いいたします。

なお、補足資料内における揚湯試験結果、利用計画は事業者の競争上、または事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非公開情報に該当いたします。したがって、補足資料につきましては一式非公開とし、部会后、事務局が回収いたします。

また、当該非公開資料に関わる議事録については非公開といたします。

資料の確認は以上でございます。

○益子部会長 ただいま、事務局から資料の取扱いについて提案がございました。いかがいたしましょうか。

御異存がないようでございますので、それでは資料の取扱いと非公開資料に係る議事録の取扱いは事務局案どおりということにいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1つ目の案件の審議に移ります。

諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」の事業の概要を事務局から説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削について」御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。

申請者は株式会社立飛ホールディングス。目的は宿泊施設の浴用に供給及び既存の宿泊施設への配湯。申請地は立川市錦町地内。地目は宅地です。

工事内容は、掘削口径が199.9ミリメートルから151ミリメートル。深さ1,500メートル。施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、建設予定地の温浴施設への温泉供給及び既存宿泊施設の温浴施設への配湯をする予定です。揚湯量は日量112立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。周辺の概況といたしましては、JR西国立駅西隣に位置し、敷地周辺にマンションや病院等が存在します。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料1-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を四角、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。既存源泉はございません。水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水は立川市内に6か所ございます。

本申請の許可に影響する他法令は特にございません。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、申請地は噴出のおそれのある地域に該当するため、敷地境界から8メートルを確保し、立入りを制限する等、法に基づく対策を講じます。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や利用計画について説明がございます。

資料は1-2、補足資料でございます。

よろしく願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

では、事業者の方から事業の御説明をしていただきますので、事業者の方を入室させていただきます。

(事業者入室)

○益子部会長 どうぞ御着席ください。

時間が短くて申し訳ないですが、10分程度で御説明をお願いいたします。あと、簡単な自己紹介を、お名前程度で結構でございますのでよろしくお願いいたします。

○事業者 自己紹介ということで、事業者の立飛ホールディングスと申します。

本日はコロナ禍の中、開催いただきまして誠にありがとうございます。

○事業者 工事予定業者です。よろしくお願ひいたします。

事前に資料をお配りいただいているということですが、どれに沿って御説明すればいいですか。

○益子部会長 順番とおりで結構でございます。

資料1-2というのがあって、その後、別に作っていただいた資料でございますので、その辺は全体の流れを説明していただければ結構でございます。よろしくお願ひします。

○事業者 では、この地図が書いてあります資料に沿って御説明させていただきます。

まず、場所は立川市の錦町というところになります。JRの南武線の西国立駅に隣接した地域でございます。

一番近い温泉が、これは同じ事業者の方が建てられた、地図にはその温泉という源泉名が書かれております。ソラノホテルという現在運営しているホテルがおおむね1.5キロメートル離れた地点でございます。こちらが一番近い既存源泉になります。そのほか、おおむね1キロメートルの範囲内には既存源泉は存在しないと確認させていただいております。

掘削の目的は、計画地に予定していますところにホテルを建設する予定でございます。その浴用として利用するということでございます。

2ページには、施工計画ということで当然ガスの出る地域という形になりますので、温泉法の技術適合基準に沿った形で施工をさせていただきます。

当然、8メートルの離隔距離を取り、ガス噴出防止装置、それから所定のガス検知器、常設のもの、携帯のもの等々の配置。それから、毎日の作業ごとにメタン濃度の測定を行い記録をすることを徹底したいと思います。

3ページには、環境対策等ということで、まずは掘削すると泥排水が出ます。これらは当然、一旦地上でタンク等に貯留し、産業廃棄物として処理させていただくという形になります。

それから場所的に最も近いのが近隣にマンションがございます。敷地に隣接したような形でございますので、いわゆる騒音等の対策についてはそちらのマンションを意識した形での施工計画になると思います。

当然、発電機等は低騒音型のもを使用しますし、万能堀等、高さも3メートル以上のものを使いますので、特にマンション側の主な動力源の掘削機器や、やぐらもマンション側に

は防音対策を強化して実施したいと思います。

それから、他法令の関係については、事前に立川市等、各所轄の窓口で確認をしています。

特に大きなものはないのですが、近くに湧水が存在しているということで、そちらの保全にも配慮して工事をさせていただく形になります。

揚湯試験につきましては、環境省でガイドラインが定められておりますので、こちらに書かれているような段階を踏んで試験をしたいと思います。

4 ページには事前に近隣の方への挨拶等を済ませておりますので、その記録を添付させていただいております。マンション、あるいは近くの病院等々が主な挨拶先になります。

それから、西国立駅も位置しておりますので、事前に工事の案内を周知させていただいている状況でございます。

続いて、もう一つの資料があるのですが、施工計画と書かせていただいております。掘削位置の不動点からの距離を書かせていただいた平面図になります。

敷地境界からは8メートルの離隔を取って、掘削位置のポイント設定をしております。

続いて2 ページには、この場所で地質的に温泉の湧出を想定した資料が添付されております。

まずは、周りにどんな温泉があるかを把握しております。いろいろな掘削深度ですとか、湯量、泉温等々の情報を集めて基礎資料としております。

地層の断面図を書かせていただいているのですが、近隣のデータを基におおむね大別すると3つの地層から成り立っているという地域になります。

一番上の薄い黄色のところは上総層群という砂や礫が集まった地層。それから、緑のところは三浦層群という比較的、泥岩、礫岩、砂岩といったものが混在している層です。いわゆるこの2つの層に温泉が貯留していると我々は考えております。一番下の紫っぽいところは小仏層群という非常に堅い硬質の岩盤でございますので、そちらからは温泉の湧出は見込まれないのではないかとということで、おおむね上2つの地層から温泉を取るという想定で、計画の申請深度としては1,500メートルくらいを予定しております。

それから隣の3 ページには、今回の掘削施工計画のケーシングプログラムというものを書かせていただいております。

1,500メートルの計画深度で、だんだん径が細くなっていく仕様になっております。

掘った掘削の穴と挿入したケーシング管との間にセメントを注入して、いわゆる地下水の影響のないような施工を予定していることになります。

管の中にスリットと言いまして、切れ線が入っていると思いますが掘った後で、検層させていただいて、どこに温泉の湯道があるのかを探ります。

その有望な温泉の湧出箇所に検層の結果、スリットとして入れるという予定をしております。

それから、4ページに温泉利用計画です。

あと、生活用水については上下水の引き込みを予定しております。

温泉等の排水は全て下水道を予定しているところでございます。

最後の5ページは、今、計画中の施設の平面図を描かせていただいております。

以上でございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

次に、質疑応答に入らせていただきます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

掘削の計画についてですが基本的には小仏層群からはお湯が出ないという想定ですか。

○事業者 はい。あまり期待できない。

○益子部会長 期待できないと。

今回については小仏層群はむしろ捨てて三浦層群と、それからないのだったら上総層群の下部といったところを狙っていると理解してよろしいでしょうか。

○事業者 はい。

○益子部会長 とすると、これですと、場合によったら小仏層群に入るという予想もしていらっしゃるようですが、そこまでいけばそれ以上深掘りはしないというお考えになるのでしょうか。

○事業者 小仏層群に到達し、少し入れ込んだところでやめようと考えております。

○益子部会長 分かりました。

ほかに、御意見、御質問等お願いします。

○田中委員 御説明どうもありがとうございました。

現在の段階では、まだ温泉掘削の段階ですからいいと思うのですが、もしこれが仮に温泉が出て使用するとした場合に、資源保護の観点からモニタリングが非常に重要になってくると思うのです。どういう項目のモニタリングをするかとか、どのぐらいの時間間隔でするか、そういうのも今のうちから検討するようにされるのがよろしいのではないかなと思います。

具体的には、動力装置の設置の段階がございますから、そこできちんとしたモニタリング計画が出てくるように、今のうちから検討を始めていただくというのがよろしいのではないかと思います。

○事業者 承知しました。

○益子部会長 ほかもございませんでしょうか。

配湯するとき、特に輸送上の問題というのは、ないのでしょうか。

○事業者 そうですね。当然施設側でも塩素管理というのはさせていただくのですが、課題と申しますか、そこもポイントとして入れておかなければいけないのは衛生面ですね。

清掃と、衛生管理をしっかりマニュアル化してできればいいかなと思っています。

○益子部会長 地権者というか周辺住民への説明のところ、いろいろな問題が出ているので、それとバッティングしない形の計画が当然あるのかなと、これもまた掘ってからの話になりますので、御留意いただければありがたいなと思います。

○事業者 承知しました。

○益子部会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、ここで事業者の方には退室をお願いいたします。

どうも御説明ありがとうございました。

(事業者退室)

○益子部会長 それでは続きまして、許可基準の適合状況につきまして、事務局から御説明させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。

資料1-3を御覧ください。

温泉法第4条に温泉掘削許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと、可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること等が規制されています。

東京都では、前の2項目について1ページにある本表の①、②、③について、適合状況を審査しております。

また、可燃性天然ガスによる災害防止に関しては資料1-3の2ページにありますとおり、温泉法施行規則に規定された内容について、適合状況を審査しております。

まず、1ページの①についてです。

本件の井戸深度は、1,500メートルであり、500メートルを超えるため、周辺の既存源泉等々の距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、1,000メートル以内に既存源泉は存在しません。

次に②についてですが、本申請地は揚湯量の基準が日量150立方メートル以下であり、申請された揚湯量は日量112立方メートルで、基準揚湯量以下となっております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については、周辺1キロメートル以内の立川市内に湧水が6か所ございます。これらにつきまして、周辺自治体から配慮するよう意見が出されておりますが、湧水に関わる帯水層と、当該申請に係る温泉採取を行う帯水層は異なっております。

また、湧水に係る帯水層の深度において、遮水施工による対策が取られる計画です。

2ページに移ります。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」ですが、敷地境界からの距離の確保や、ガス噴出防止装置の設置などを行うことで、温泉法上の基準を満足いたします。加えまして、災害防止規定の内容は東京消防庁の確認を得ております。

諮問第464号「立川市錦町の温泉掘削に関する許可基準への適合状況」についての説明は以上でございます。

御審議よろしくお願いたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。どうぞ。

○布山委員 湧水に関するものですが、配慮を要する湧水があるようなので、この工事中に先ほどの説明の中でも遮水しながらという話なのですが、万が一この湧水が濁ったり、そういう影響が工事中に現れた場合、どういう対応をするのかということを確認しておいたほうがいいと思うのです。

○益子部会長 事務局から。

○清野水環境課長 事業者からは、逸水時には泥水に逸泥防止剤を配合して対策するというのを聞いております。

また、逸水時にはその湧水の様子も確認に行くということ聞いております。

○益子部会長 この配慮を要する湧水というのは、資料1-1の裏面にある青色のところですよ。

○清野水環境課長 そうですね。

○益子部会長 これは湧水が確認できるぐらいのものなのでしょうか。

○近藤自然環境部長 はい。できます。

○益子部会長 できますか。

もし、布山委員の言うように何かあったら困りますので、少なくともセメンチングをするまでの間は、適宜状況を確認していただく。特に性状というか、濁り等になると思うのですが、確認していただくということは入れてほしいかなと思います。

特に、データを残していただくということも必要だと思いますので、例えば濁度計で測っていただくということもお考えいただいたらどうでしょうか。

よろしいですか。

○清野水環境課長 はい。伝えたいと思います。

○益子部会長 あとは、むしろ近くに井戸水があるということが気がかりだったのですが、掘削地点と井戸との距離はどのぐらいですか。

○清野水環境課長 100メートルか200メートルぐらい離れているかと思います。

○益子部会長 分かりました。

あと、井戸水の用途ですが、これはいわゆる雑用水みたいな利用でしょうか。

○清野水環境課長 そういったところが中心かと思います。

○益子部会長 当然、飲料水などには使っていないと思いますが、分かりました。

これがむしろ距離的にも近いし、深さ的にも地下水対象ということになりますので、これも同じように連絡を密にさせていただいて、適時監視していただくということをお願いしたいと思います。

○清野水環境課長 事業者に伝えたいと思います。

○益子部会長 ほか、ございませんでしょうか。

よろしければ、本件につきましては湧水それから近くにある井戸水への配慮といったことが一つ、申請者への意見具申という形になろうかと思いますが、許可の条件ということではなくてこういったこともしてくださいということの附帯条件かと思いますが、許可相当として本審議会には報告したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件につきましては許可相当として次回の本審議会に報告することといたしま

す。

引き続き、2番目の諮問第465号「羽村市羽の温泉掘削について」を事務局から御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、諮問第465「羽村市羽の温泉掘削について」御説明いたします。

お手元の資料に基づき、まず概要について私から御説明させていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料2-1を御覧ください。

申請者は西多摩衛生組合。目的は温浴施設の浴用に供給すること。申請地は羽村市羽地内。地目は山林です。

工事の内容は、掘削口径が199.9ミリメートルから102.3ミリメートル。深さ2,000メートル。施工方法はロータリー式垂直掘削です。

温泉の利用計画ですが、既存温浴施設への温泉供給です。揚湯量は日量84.87立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。周辺の概況としては、既存温浴施設フレッシュランド西多摩が隣接し、清掃工場から北に約100メートル。敷地周辺に住宅や学校等が存在します。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、既存源泉はございません。水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。湧水はございません。

本申請の許可に影響する他法令は、特にございません。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、申請地は噴出のおそれのある地域に該当するため、敷地境界から8メートルを確保し立入りを制限する等、法に基づく対策を講じます。

本申請の概要について、私からの資料説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や事業計画について説明があります。

資料は資料2-2、補足資料でございます。

よろしく願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者の方から事業の御説明をしていただきます。

事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 それでは、事業者の方から事業の説明をしていただきますが、大体10分程度

をめどにさせていただくということと、御説明される方のお名前だけお教えてください。よろしくをお願いします。

○事業者 事業主でございます西多摩衛生組合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 申請業務の委託をいただいております。よろしくをお願いします。

○益子部会長 では、説明をよろしくお願いいたします。

○事業者 事業概要からでよろしいでしょうか。

○益子部会長 はい。結構です。

○事業者 私ども西多摩衛生組合と申しまして、青梅、福生、羽村、瑞穂、3市1町の広域のごみ処理をしている一部事務組合でございます。

このごみ処理工場の建設の際に、近隣住民の同意条件といたしまして、フレッシュランド西多摩という温泉施設を建設してございます。

このフレッシュランド西多摩でございますが、平成13年10月に開設いたしまして、現在で19年目を迎えております。このため、設備機器等の老朽化が激しく、ここで大規模改修工事の計画がございまして、計画の説明の際に構成市の住民の方から、現在はトロン温泉という準天然温泉といいますか、人工温泉を採用しているのですが、大規模改修工事の際にはぜひ天然温泉を掘削してほしいという要望がございまして、改修工事に先立ちまして温泉の掘削事業を開始したいということでございます。

工事概要は以上でございます。

○益子部会長 あと、細かなところを。この資料はいただいておりますので、これに沿って概略をお教えいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○事業者 施工計画からでよろしいですか。

○益子部会長 事業の概要を御説明いただきましたので、施工計画のところからお願いできますでしょうか。

○事業者 では、お手元に施工計画という書類がありますが、まず施工計画から入ります。

掘削地点からがよろしいですかね。どちらでもよろしいですか。

○益子部会長 むしろ内容的なところがよろしいかと思えます。

調査をされておるようですので、そういったところはどうか、環境対策、そういったところですか。

○事業者 分かりました。

掘削地点については、西多摩衛生組合さんに併設してありますフレッシュランド西多摩というところの地内でございまして、清掃工場に隣接しております。

状況については、施工計画書の掘削地点詳細で書いてありますが、いわゆる8メートルの境界であるとか、そのようなものを全部クリアしたところに掘削地点を申請しております。

次に、こちらを掘削地点に選んだ根拠というのは、西多摩衛生組合さんから地下水等、調査委託を承りまして、付近の既存源泉等からのいろいろな文献資料等というところから、現地点について決定し申請した次第です。

地層概要から申し上げますと、ピンポイントでは分かりませんが、関東ローム層及び立川礫層、飯能礫層、いわゆる堆積物が堆積しております、それ以下については秩父中生層と言われる秩父帯。約6500万年から2億4500万年といわれる非常に凝結度の高い砂岩、泥岩互層、泥岩、チャート、石灰岩等から構成されております。

このような地層の中で、温泉というものについて条件をクリアするというものについては、まず成分はないだろうということから、ページ4に示してありますが近隣の各温泉等の泉質を調べてみましたら、一部にナトリウム塩化物泉とかがありますが、この西多摩衛生組合様の計画地点の周囲においては、ほとんどがアルカリ性単純泉というような性質を示しております。そのような中で、温泉としての条件をクリアするという点においては、恐らく25度以上の湧出温度を確保するということが目的になるのではないかとということで、掘削深度等についてはこの中で示しております温度勾配がこの地域については1.6度、100メートルごとです。これを根拠に大体の掘削深度計画を立てたのですが、1,800メートル程度のものは必要ではなかろうかと。

ただし、申請時においては、2,000メートルの申請をしております。この2,000メートルの申請の根拠というものは、もし25度以上の温泉が1,800メートルで得られないといった場合に、そこでまた増掘申請等を行って、また申請の許可の判断を仰ぐということについては、全体の施設計画について影響を及ぼすものということで、一応、2,000メートルの許可を申請いたしております。ただ、実際の計画としては1,800メートル程度だという計画を持っております。

次のページにありますがケーシングプログラム、いわゆる計画については6ページに示しております口径及び仕上げ径で、掘削の計画を立てております。

これについては、先ほど申し上げましたように2,000メートルの掘削深度を計画しておりますが、1,800メートルを目標に掘削の予定であります。

少し付け加えますと、地下水を取る深度については、このケーシングプログラムの1,000メートル以深のところ、いわゆる掘削後の電気検層の結果を待って、取水地を決めたいということで、ストレーナー位置については検査の結果により決定する計画にしております。

以上が掘削計画の概要でございますが、温泉の利用計画についてはそのページに示しております。現状、先ほど西多摩衛生組合から説明がございましたが、トロン温泉で営業されているところです。それを基に、温泉を掘ればお客様が増えるということを期待しまして、これはあくまで計画値でございますが、見込んだものを基礎にしまして、各利用予定量というものを算出しました。

1日当たりの温泉利用量を84.87立方メートル、約85トンのものを予定しております。

ただし、これは予定量でございますので、現実には掘削した結果、湧出量に応じて、いわゆる通常例えば100%ではなくて80%内というような利用量になるかと思っております。

以上、掘削計画の概要でございます。

○益子部会長 分かりました。ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

○益子部会長 基本的に温泉採取層はこの秩父帯をメインに考えていらっしゃる。それしかないと思いますが、亀裂が多いところを狙われているということで理解してよろしいでしょうか。

○事業者 そうですね。

実は、秩父古生層と言われるものというのは、もともと亀裂は少ないと言われている地層でございますが、その辺の有意差というのは、例えば砂岩層であったり、また何らかの亀裂があったりというのは把握されておられません。

ただ私どもが判断したのは、大きく言えば古生層上の礫層、近年で一番、多摩川のいわゆる堆積層です。その下はずっと全然違った地層構成で、これについてはおっしゃるとおり亀裂等については有意差が出るような結果が出ていませんので、いわゆる1,800メートルという深度、申請は2,000メートルにしておりますが、この深度の中で1,000メートルから1,800メートルもしくは2,000メートルの中で、検層の結果でもって特定していくしかないのではないかとということであります。

○益子部会長 よろしいですか。

○安川委員 同じところに関して質問なのですが、多分その温度的にはその辺で深く掘れば

大丈夫だと思うのですが、やはり亀裂があるかどうか分からないということなので、ストレーナーの管を長くするというのとは一つの方法だと思うのです。ちなみにこのできるだけ近いところにあるほかの深い井戸というのは、結構、秩父古生層中で亀裂があるところが見つかっているのですか。

○事業者 ほかの既存泉がどの位置で取水されているかについては、私ども実はデータがございません。

これについては、個人情報であるとか、なかなか掘削データでございますので入手しにくい。

○安川委員 ただ、大体掘削深度は分かっているんじゃないですか。

○事業者 今の御質問なのですが、我々フレッシュランド西多摩の近隣の温泉の深度や湧出量などの情報は得ております。

○安川委員 ですから、その辺りと同じような地層という設定なのではないですか。

○事業者 地層構成的には、この泉質からして、いわゆる古生層から出ているものと思っております。

○安川委員 分かりました。

できるだけ当てていただきたいと思って、質問いたしました。別に反対するものではございません。

どうもありがとうございます。

○事業者 絶対出すつもりです。

○益子部会長 先ほど事例を挙げていただいた3例が、全部アルカリ性の単純温泉なので、温度がないと温泉に合格しないということで、逆に言うと深め狙いとならざるを得なかったのかなというふうな理解でございます。承知いたしました。

すみません。私からですが、最後に利用計画をお出しになられましたが、これはあくまでリニューアルした形のものですね。

○事業者 そのとおりでございます。

今の計画では、建物、躯体そのものはできるだけ残して、設備と老朽化、あと水漏れが激しい湯槽の周り、設備、これの全面リニューアルを考えております。

○益子部会長 ありがとうございます。

あとは調査の、可能性のところで浅層地下水についてということで、地下水開発のところも書かれているのですが、これは地下水も同時に開発されるということではないですか。

○事業者 現在は、冒頭申し上げましたとおり上水を利用してそこにトロン鉱石というものを入れまして、人工温泉を採用しているのですが、現在組合で持っております井水については使用しておりませんで、管も一部破損が見られまして、現在の計画では上水そのまま露天は使って、昇温についてはうちの組合はごみ処理施設でございまして、その蒸気を使って今は昇温しているのですね。これはそのまま残しまして昇温は蒸気でできますので、天然温泉以外は上水の使用を考えております。

○益子部会長 分かりました。

水井戸開発となりますと、温泉部会と違う分野になりますので、確認させていただきました。ありがとうございます。

ほかに、何かございませんでしょうか。

○田中委員 今回、申請した件は天然温泉になりますよね。

そうしますと、やはり資源保護の観点から湯量だとか泉温だとか泉質だとかそういうもののモニタリングというのが非常に重要になってくると思います。

今の段階ではまだ記載はされておりませんが、動力装置の設置の段階になったら、もし温泉が出ればそういうものを必ずやっていたらかなければいけないということですので、今からその辺のところも検討されるようお願いいたします。

○事業者 御指摘のとおりでございまして、現在、組合で示しております施工計画では、来年温泉掘削に着手しまして、この噴出量を基に設備設計に入りたいと思っております。そのときに、今、御指摘がございましたポンプの設置許可申請をいたしまして、当然ながらくみ上げました水質につきましては分析をさせていただきます、そこで温泉の認定をいただくという予定でございます。

○益子部会長 付け加えさせていただければ、その後で常時利用するときには当然、水位であるとか温度であるとか量であるとか電気伝導率であるとか、成分というのは10年に一遍という話になっていますが、そういったものを定期的に、あるいは連続的にやっていただくということを、今の段階ではお考えいただくべきだということでお話はさせていただいております。

○事業者 ありがとうございます。

○益子部会長 今の段階で計画の中に入れておかないと、そのときに後から言われてそんな予算ついていないよと言われると困りますので、そういったものは新たに温泉を供給するときには必要設備として整えていただければありがたいということで、よろしく申し上げます。

あと、ほかにございませんでしょうか。

ないようでございますので、事業者の方々ありがとうございます。

それでは退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、許可基準の適合条件について、事務局から説明をしていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。

資料2-3を御覧ください。

まず、1ページの①についてです。

本件の井戸深度は2,000メートルであり500メートルを超えるため、周辺の既存源泉等との距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、1,000メートル以内に既存源泉は存在しません。

次に②についてですが、本申請地は揚湯量の基準が日量150立方メートル以下であり、申請された揚湯量は日量84.87立方メートルで、基準揚湯量以下となっております。

続いて③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸、または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については周辺1キロメートル以内に湧水はございません。

また、当申請につきまして瑞穂町から防災用、事業用井戸があることから、掘削による影響が出ないことを望みますとの意見がございます。

温泉の取水層と、当該井戸の取水層は異なるため問題ないと考えられます。

2ページに移ります。

可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していることですが、境界敷地からの距離の確保や、ガス噴出防止装置の設置などを行うことで、温泉法上の基準を満足いたします。

加えまして、災害防止規定の内容は東京消防庁の確認を得ております。

諮問第465号「羽村市羽の温泉掘削に関する許可基準への適合状況」についての説明は以上でございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。
どうぞ。

○安川委員 本申請の内容で、②の申請内容が84.87立方メートルということで、もちろん計算の根拠などもあって、利用量から計算したことになっていますが、小数点以下二桁までであるというのは通常どうなのでしょうということを、都庁さんにお聞きしたいのと、流量計などで測れなくはないのでしょうか、例えば85.0に丸めるとかということはあるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○清野水環境課長 特に、小数点以下幾つにするとか、そういった基準はございませんので、今、申請の出ているとおりのということで、84.87立方メートルとさせていただいております。

○安川委員 そうしますと、今までに許可が出ている中にもいろいろな数値が入っているということでもよろしいでしょうか。小数点以下非常に細かいものと。

○清野水環境課長 ものによってはございます。

○安川委員 分かりました。

以上です。

○益子部会長 基本的には、150トンというのがこの地域における最大揚湯量ということになりますので、それ以下に抑えられるということが現実なので。

○安川委員 以下であれば何でもいいと。

ですから、もしこの地域、制限距離があるからなのですが、割合近いところで似たような申請が出てきた場合に、150マイナス84.87のような形になるわけですね。

○益子部会長 そうです。

そこのところが、課題になるかなとは私も思っています。

○安川委員 1件でしたら別に細かくてもいいと思うのですが、もしまたほかの案件があったときにその辺の微妙な数値でもって許可する、しないというのも、あまり現実的でないような気がするので、将来的にはある程度、丸めた数値にするような基準があってもいいかなと思いました。

以上です。

○清野水環境課長 ありがとうございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

現在突きつけられている課題そのままみたいな感じなのですが、おっしゃるとおり、これ

は150トンからマイナスしてどうのこうのになってしまうと非常にシビアな話になるから、逆に言うとそういうことをされてしまうと、多分、事業者の方は150トンぎりぎりの数字を出してくるという話になります。今回は多分そのことをあまり意図していないのでそのまま出しているということだと思います。

許可基準の適合の1ページ目のところ、瑞穂町から防災用井戸とか事業用の井戸があると書いてあるのですが、これって距離的には全然問題ない距離でしょうか。

冒頭の1ページ目の裏のところの周辺1キロメートル付近の様子という中には井戸というのは入っておりませんので、少なくともそれには入ってこないということによろしいですか。

○清野水環境課長 水道水源井戸は1キロメートル以内にはないということです。

それから、今、手元にある情報で、瑞穂町で一番深い井戸が450メートルということになっておまして、大半は200メートルより浅いという状況なのですが、一番深い井戸で450メートル。それが、西多摩衛生組合から1キロメートル以上離れた場所にあるという状況になっております。

○益子部会長 配慮を要する井戸ではないということによろしいですよ。

瑞穂町からはこういう要望が出てはいるが、配慮を要しないということで理解していいですか。

○清野水環境課長 そのとおりです。

○益子部会長 あと、事業者から配られた8ページに「その他」で、地下水揚水量の数字が出ている。こちらは先ほど少し話が出ておりましたが、途中から使わなくなって上水に変えているということの前の段階での利用量ということですね。

○清野水環境課長 そのとおりでございます。

今はもう使用はないという状況になっております。

○益子部会長 結構、使うときは使っていますね。年間の合計が1,172トンでは、大した量ではないかと思えます。

ほかに何か御意見、御質問はございませんか。

特に問題はないと思いますので、本件につきましては許可相当ということで、次回の本審議会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして最後の案件です。

諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置について」、事務局から御説明をお願いいた

します。

○清野水環境課長 それでは、諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置について」御説明いたします。

お手元の資料に基づき、まず概要について私から説明させていただき、その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料3-1を御覧ください。

申請者は個人(日の出湯)。目的は温浴施設に供給すること。申請地は台東区元浅草地内。地目は宅地です。なお、申請地は既存の公衆浴場敷地内となっております。

当井戸の経緯ですが、地下水井戸として公衆浴場で利用されてきましたが、泉質を分析したところ温泉に該当したため、今回、温泉として動力の装置について申請をするものでございます。

温泉の現況としましては、深さ120メートル。静水位がGLマイナス7.4メートル。動水位は連続揚湯試験実施時にGLマイナス9.21メートルでございます。泉温は17.8度。泉質名はありませんが、メタけい酸の項目により温泉に適合しています。

申請する動力は出力3.7キロワット。吐出口断面積、17.57平方センチメートル。吐出量は毎分180から300リットルです。

揚湯量は、日量63.4立方メートルとなっております。

続いて、申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者所有の土地。周辺の概況としては東京メトロ稲荷町駅から東に約200メートルであり、周辺は住宅や事業所等が立地しています。

半径1キロメートルの範囲において、申請地から約760メートルの位置に既存源泉があります。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令は、特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、可燃性天然ガス濃度の測定を実施済みであり、未検出でした。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

引き続き、事業者から施工計画や利用計画について説明があります。資料は3-2、補足資料でございます。

よろしくお願いたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 それでは、事業者から、事業の御説明をお願いいたしますが、簡単にお名前を紹介していただければと思います。

○事業者 日の出湯と申します。今日はよろしくお願ひします。

日の出湯という公衆浴場なのですが、今日は、井戸の周りの工事をお願いしている事業者に御同席いただいています。

日の出湯という銭湯は、昔からある町の小さな銭湯で昭和14年ぐらいに僕の曾祖母の代で前経営者から買取り、今日まで経営を続けています。

その買い取った経営者が、明治の頭か江戸の終わりぐらいからやっているというので、正確な記録がないのですが、割と長く地域の公衆衛生を支えてきた銭湯であります。

今回、温泉の申請をさせていただいたきっかけは、お客様からここの銭湯は温泉なのかと聞かれることがすごく多く、僕自身、地下水、井戸の水を使っていますというのはずっとお答えしていたのですが、あまりにも言われるきっかけが多かったので、1回温泉分析、水質検査をかけてみようかということで、簡易分析をしたところ業者さんから本試験をしたら(温泉成分が)出るかもしれませんと言われて、本日に至りました。

日の出湯はいわゆる町の小さな銭湯なので、スーパー銭湯や温泉施設みたいにエンターテイメントというかレクリエーションみたいな施設ではなく、本当に家にお風呂がないお客様や独り暮らしの御老人、話し相手がいないと言うと少し言い方は悪いですが、そういう方が多くいらっしゃるお店です。

ただ、やはり家にお風呂がない家というのは当たり前ですが、どんどんなくなっていますし、経営は少々苦しくなってきたりもするのですが、とはいえなくては困る施設ではあるのです。その中で、温泉というと今まで銭湯に見向きもしないと言ったらあれですが、見てくれなかった方にどうやって来てもらうかという経営判断というか、マーケティングというか、温泉がもし取れたら少しでもお客様が増えて、地域の本当に必要としている御年輩のお客様やお風呂のないお客様のために銭湯を継続できるのではないかということで、今回、申請をさせていただきました。

○益子部会長 お隣の事業者の方、補足資料というものが配られておりますので、その概略をまずは御説明していただけますでしょうか。

その後で質疑の時間を設けておりますので、詳細はともかくとして、連続揚湯試験の結果であるとか、ポンプ選定の経緯だとかそういったところを簡単に結構でございますので、御説明いただければと思います。

○事業者 分かりました。

弊社が日の出湯さんから揚湯試験の御依頼をいただきましたのですが、ポンプに関するデータがございませんでした。それで揚湯試験をやるに際して、最初に段階揚水試験というものを1日、予備揚水的にやらせていただきまして、その後、定量の連続試験を念のため72時間、3日間、昼夜兼行でやらせていただきました。

○益子部会長 大体、概略は分かりましたので、質疑でやりたいと思います。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。
どうぞ。

○安川委員 この場所は、海拔はどのぐらいの地点になるのでしょうか。

というのは、ここは温泉の状況で静水位、動水位がマイナス7.4メートル、マイナス9.21メートルとありまして、この辺、割合海拔が低いところではないかと思うので、何か海水面より低いような印象があったものですから、その辺を、とても水位が低いところではないかというのが気になったものですから、標高を教えてくださいたいと思います。

○事業者 近隣の稲荷町駅が一番近いのですが、そこが海拔2メートルとなっています。標高が2メートルです。

○安川委員 そうすると、海水準より低いところに水位があるわけですね。

○事業者 すみません。補足でいいですか。

こういう揚水試験というのは、海拔というのは正直言ってあまり。いわゆるGLというグラウンドラインから何メートルという計算をしますので、あとは自然水位という静水位という水位がありますね。これは、地下の帯水層の被圧の押し上げによって上がってきますから、海拔とはあまり相関性はないのです。

○安川委員 分かりました。

静水位が随分低いわけですね。

○事業者 場所によっては海拔よりも低いところもあれば高いところもありますので、通常は高くても普通です。

○安川委員 分かりました。

ありがとうございます。

○益子部会長 ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○田中委員 資料3-2、事業者説明資料の2ページにモニタリング計画が書いてございますが、揚水量は継続的にモニタリングを行う。

それから、地下水というのがその下に書いてあるのですが、これは結局水位のことでしょうか。それと温度は、水位計温度計にて毎月1日にモニタリングを行うと書いてございますが、5分の2のページです。上に書いてあるのは、「揚水量の調査」のというのですが、これは温泉に関しては揚湯量になるわけですね。

それから、その下に「地下水と温度は」と書いてある地下水というのは、揚水しているときの水位というか、水頭値になるのでしょうか。

○事業者 僕は量のつもりで、どのぐらい量をくみ上げているかというつもりで書いたのです。

○田中委員 それは上の部分と一緒にすよね。

○事業者 はい。同じことです。

○田中委員 一応、モニタリングは量と温度に関してやると。

通常は、やはり、温泉の場合は、泉質に変動があるか、ないかというのをモニタリングする必要があると思うのですね。一般的には電気伝導度というようなもので測るということなのですが、一つはそれを加えていただきたいということ。

もう一つは、この地下水と温度が毎月1日に、または毎月1回ということだと思のですが、これは頻度的にどうなのでしょう。少ないような気がするのです。1週間に1度ずつという形でやっていただけると非常にいい。

それからもう一つは、この井戸が温泉に該当するというのはメタけい酸の濃度ですよね。これを見ると、メタけい酸が50ミリグラム以上ある場合に、メタけい酸の温泉になるのですが、この測定値を見ると58.6ミリグラムで数値がぎりぎりなのですよね。

そうすると、例えばほかの層から入ってきて、希釈されるとかということになるとこの数値が下がってしまう可能性があるのですよね。伝導度計でメタけい酸の濃度がどうのこうのというのは非常に難しいと思います。

ですから、できれば2年か3年に一度はメタけい酸についてチェックされるというのが、非常に安心していただけると思うのです。

ただ、分析料がかかると思いますので、あんまり強くは推奨できないのですが、もし可能

であればそういうことも加えていただきたいということです。

○事業者 承知しました。

簡易分析したのが、たしか2年ぐらい前なのですね。そのときにメタけい酸濃度が出ていると言われて、実際に本分析をかけたのが今年の頭ぐらいで、どうなのですかと、あのときたまたま出たのではないのですかねという話をしたら、数字がほとんど変わっていないので、安定はしていると思いますということだったのです。

とはいえ、この先どうなるかというのは分からないので、2年か3年に簡易分析であればそこまで高額ではないはずなので、定期的に水質のチェックというわけではないですが、できたらやっていこうと思います。

○田中委員 ぜひ、計画してやってもらいたいと思います。

○益子部会長 追加で私から。

揚水量については、多分下水の放流先のところのカウントというか時間計か何かでおやりになるということなのですが、多分今の状態がそういうことなのだろうと思います。

できれば、これは私の希望ですが、井戸元の近くによくついているのでお分かりだと思いますが、いろいろな流量計がございます。電磁式の高いものもあれば、安いのは面積式というか、羽根車が回るとかいったものでもよろしいかと思しますので、できれば井戸元につけていただければありがたい。

あと、地下水と温度についてロープ式水位計で測るという話、これは月1回という形なのですが、これももう少し頻度を高めていただければありがたいなということ。

もう一つ言えば、都の方が撮った写真で見ますと、地下ピットの中に井戸があるのですが、比較的きれいにされているなという感じは受けました。

ただ、地下ピットというのは上にものを置けたりできる反面、何かものに乗ってしまうと井戸の中がすぐには見られないということにもなって、なかなか管理が行き届かなくなることもございますので、そういった意味では地上面で水位が直読できたり、温度も直読できたりといったものをつけて、適宜読み取って例えばノート等につけていただくと。

自動記録というものがあるにはあるのですが、そこまでやるとなかなかお金もかかりますので、そういうアイデアでなるべく頻繁に簡単にできるように工夫していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事業者 今、日の出湯さんから私どもに、量水器の問題はつけてほしいというのがありまして、今度ポンプの交換のときにやろうという計画で進めております。

それから、水位の測定については、地下にありますので、こういう構造のものは結構ありますので、例えば水位の測定管を地上まで出して測るとか、それに準じて地上で簡単に測れるように改修するように御相談を受けていますので、その辺は私が責任持ってやりたいと思います。

○益子部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。けい酸だけの1項目の分析でもいいのです。そうすると、何千円ぐらいのオーダーでできると思いますので、それもお考えいただければいいかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○布山委員 確認で、今回、揚湯量が1日当たり63.4立方メートルで、現在、お風呂屋さんとして使っているのはどのぐらいなのですか。

○事業者 現在は27立方メートルから29立方メートルです。

○布山委員 そうすると倍以上。

○事業者 直近ではならないと思うのですが、ただ温泉となったときに正直どう動くかが分からないので、計算をして営業時間を延ばした場合と、入浴者数が今より倍近くになったときを想定して、今回計算をしました。

○布山委員 なるほど。

先ほどの田中先生とダブりますが、メタけい酸の含有量がそれほど多くないので、いっぱいくみ上げてしまうと薄くなっていく可能性があるかなと思ったものですから、今より倍くみ上げていくと、もっと頻繁に何千円で済むのであれば測っていくほうがいいかなと思います。

○益子部会長 先ほどの計画揚水量の話というのも、要するに今のくみ上げの状態に対して、営業時間が長くなった場合、お客さんの入れ込みが多くなった場合の想定としてこういう状態ということですよ。

○事業者 はい。そうです。

○益子部会長 基本的に、浴槽の数を増やすとか面積を増やすとかということではなくて、あくまでお客さんの入れ込みが多くなって、営業時間を長くした場合の最大の量ということですね。

○事業者 そうです。

○益子部会長 分かりました。

委員がおっしゃったように、メタけい酸がひよっとしたら変動する可能性もなくはないので、今まで過去2回あまり変わらなかったというのは、揚水量があまり変わらなかったがゆえの変わりのなさかもしれません。

今回、増やしたりすると少し変わるかもしれませんから、その辺は使用量の状況とメタけい酸の濃度との関係をにらみながら適正な使い方をしていただく。

メタけい酸が濃度以下になると、温泉でないのに営業したということのいわゆる表示の問題がまた出てきますので、重々気をつけていただいたほうがいいかと思います。

あと、ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お二人、退室していただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(事業者退室)

○益子部会長 それでは続きまして、許可基準の適合状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○清野水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。
資料3-3を御覧ください。

温泉法第4条に温泉動力の装置許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと。公益を害するおそれがないこと等が規定されています。

東京都ではこれらについて、本表の①、②、③について適合状況を審査しております。
まず①についてです。

本件の井戸深度は120メートルであり、200メートル以下です。また、近隣の既存源泉の井戸深度も200メートル以下です。このため、既存源泉との距離が200メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は約760メートル離れているため、基準を満たしております。

次に②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、17.57平方センチメートル。揚湯量の基準が、日量150立方メートル以下のところ、日量63.4立方メートルとなっており、ともに基準を満たしております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

また、湧水もございません。

なお、本申請につきまして、台東区からは地下水保全等に関する意見は特にございません。

諮問第466号「台東区元浅草の温泉動力の装置に関する許可基準への適合状況」についての説明は以上でございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等、お願いできればと思います。

どうぞ。

○窪田委員 (仮に) 温泉成分の濃度が低下して温泉としての定義や条件から外れしまった場合や、たまたま測った時に温泉ではなくなったり、温泉に該当したり等ぶれる場合に、何か都の基準として、温泉として(認定を)取消すという逆の不許可基準や、測定間隔の期間といった条件等はあるのでしょうか。

○清野水環境課長 これは温泉法の逐条解説で、そういった場合ということでございますが、温泉に該当するかというのは一時的、または季節的な変動を除き、常態として温泉または成分を有するかで判断するとなっております。成分が下がったのが一時的、または季節的な変動である可能性がある場合は、即座に温泉に該当しないと判断する必要はないとされているということでございます。

そういった状況が出た場合には、温泉利用事業者に調査を行わせて温泉であるか否かというのを判断していくということになるかと思えます。

特別、どのぐらいの期間でということはないのですが、そういった状況が出たときには様子を見ながらやっていくことになるかと思えます。

○窪田委員 温泉法によりますと、モニタリングは10年(以内)に1回で、衣所等に掲示されてあると思いますが、(今回に限らず)自主的なモニタリングを指導した場合、法律的には10年に1回順守すれば問題ないと言われる可能性もありますが、都の指導方法についてはいかがでしょうか。

○清野水環境課長 事業者さんも、今のやり取りの中でしっかり短い単位で、2年、3年に1回はモニタリング、簡易分析等をしていきたいとおっしゃっていましたので、少なくともそのぐらいのところでは我々も報告をもらうように確認してまいりたいですし、もしそういうところが出ていませんというところがあった場合には、もう少し期間を短くして数か月とかでもう一回やってみてもらえませんかということで御相談しながらやっていきたいと思

ます。

○益子部会長 たしか以前、もう数年前ですが、やはりメタけい酸で温泉になって、これは50ミリグラムを少し超えたぐらいだったと思うのですが、これも複数回、申請する前にやっていた記憶がありました。安定的に超えているかどうかというのは、やはり重要な要件だと思いますし、かといってこの先、もしメタけい酸が少なくなって温泉に該当しない場合にはすぐにどうこうということではなくて、該当しないから何らかの対策をしてくださいという注意喚起ということを行うのが、まず最初だろうと思います。

それでも、どうしても達成できなくなれば、これは温泉ではないという形の処置をしていただかなければいけないかなと思います。

先ほど安川さんからあった水位の関係、やはり海岸との距離の問題をおっしゃって、要するに塩水化があるか、ないかということだろうと思うのですが、結構離れているところだと思いますので可能性としてはあまりないですかね。むしろ、周りから水を引き込んでメタけい酸濃度が下がるという可能性が高いかもしれないです。

そういった意味で、メタけい酸は少し小まめにやっていただければ、たしか1項目だと何千円のオーダーでできるはずなので。

ほかにございませんか。

○布山委員 それに関連して、もし50ミリグラムを切ってしまった場合において、少し揚湯量を少なくすれば回復する可能性もあるわけだから、そういう形で何か月というスパンで何回かやれば、回復する可能性がある。

○益子部会長 そういう回復のための努力をしてくださいということですね。

それは特にどうこうではなくて、都で指導していただくしかないかなと思います。

○清野水環境課長 数値等を見ながら指導してまいりたいと思います。

○益子部会長 ほかにありませんでしょうか。

ないようでございますので、本件につきましては許可相当として、次回の本審議会に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、私の案件はこれで終了だと思います。

事務局、よろしくお願ひいたします。

○関計画課長 長時間にわたり御審議ありがとうございました。

本日、許可相当との御意見をいただきました3つの案件につきましては、来年1月に開催

予定の、第146回本審議会に議題を追加いたしまして、御審議をいただきたいと思います。

なお、本審議会の日程につきましては、1月19日から22日の間、いずれか1日ということで考えてございます。

また確定次第、御案内をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○益子部会長 では、どうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

(4時15分閉会)